



# お知らせ

株式会社 エネコム  
〒730-0051 広島市中区大手町二丁目11番10号

2026年1月23日

## イーサネット通信網サービスおよび EneWingsVPN サービスの 一部メニュー終了のお知らせ

平素は当社のサービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

NTT 西日本株式会社の「フレッツ・ADSL」サービス提供終了に伴い、当社では、2026年1月31日をもちまして、下記のサービスを終了させていただくことになりました。

つきましては、契約約款を改定いたします。変更点は次頁以降に記載しておりますので、ご確認くださいようお願いいたします。

今後も一層のサービス向上に努めて参りますので、引き続き変わらぬご愛顧を賜りますよう、お願い申し上げます。

### 記

- 提供終了サービス名称
  - ・ イーサネット通信網（V-LAN）サービス ADSL 伝送方式
  - ・ EneWingsVPN サービス 第3種 ADSL 方式
- 改定対象契約約款名称
  - ・ イーサネット通信網サービス契約約款
  - ・ EneWingsVPN サービス契約約款
- 新契約約款適用開始日  
2026年2月1日
- 契約約款の変更箇所  
次頁以降をご確認ください。
- 契約約款  
<https://www.enecon.co.jp/business/eneblings/support/yakkan.html>

以上

〈本件に関するお問い合わせ先〉

ソリューション事業本部 ソリューション営業部

お問合せフォーム <https://www.enecon.co.jp/eneblings-contact/>

TEL : 050-8201-1425 受付時間 9:00~17:00 ※

※土日祝日、12月29日~1月3日および5月1日を除きます。

## イーサネット通信網サービス契約約款 新旧対照表

※表中の赤文字部が変更・追記箇所

該当箇所	旧契約約款表記	新契約約款表記	内容
表紙	イーサネット通信網サービス契約約款 <b>2025年11月</b>	イーサネット通信網サービス契約約款 <b>2026年2月</b>	ADSL 伝送方式の提供終了等によるもの。
第3章 第8条	当社は、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあって、堅固に施設できる地点に <b>保安器又は配線盤等</b> を設置し、これをアクセス回線の終端とします。	当社は、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあって、堅固に施設できる地点に配線盤等を設置し、これをアクセス回線の終端とします。	
第9章 第40条 2	前項の規定によるほか、他社接続回線（料金表に定める利用回線に係るものに限ります。以下この項において同じとします。）に係る電気通信回線設備の回線距離若しくは設備状況、他の電気通信サービスに係る電気通信回線設備等からの信号の漏洩又は他社接続回線の終端に接続される電気通信設備の態様等により、その他社接続回線による通信の伝送速度が低下し若しくは変動する状態、符号誤りが発生する状態又は通信が全く利用できない状態（通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下「DSL方式に起因する事象」といいます。）となることがあります。	削除	

該当箇所	旧契約約款表記	新契約約款表記	内容																				
第10章 第2節 第42条 2 (2) 区別	<p><b>区 別</b></p> <p>1 契約者の責めによらない理由により、そのイーサネット通信網サービスを全く利用できない状態（そのイーサネット通信網契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）が生じた場合（2欄又は3欄に該当する場合又はDSL方式に起因する事象により全く利用できない状態となる場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、次表に規定する時間以上その状態が連續したとき。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) (2)、(3)、(4)以外の場合</td> <td>〈省略〉</td> </tr> <tr> <td>(2) 第1種アクセス回線 (イーサネット伝送方式に係るものに限りま す。) の場合</td> <td>〈省略〉</td> </tr> <tr> <td>(3) 第2種アクセス回線 (イーサネット伝送方式、イーサネット伝送方式 (UNO BEW 及び UNO IW)に係るもの、ADSL 伝送方式に係るもの、総合オ ープン通信網サービスを利用する方式に 係るもの及びauひかりビジネスサービス を利用する方式に係るものに限りま す。) の場合</td> <td>〈省略〉</td> </tr> <tr> <td>(4) 県内中継回線、県間中継回線群 の場合</td> <td>〈省略〉</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	時間	(1) (2)、(3)、(4)以外の場合	〈省略〉	(2) 第1種アクセス回線 (イーサネット伝送方式に係るものに限りま す。) の場合	〈省略〉	(3) 第2種アクセス回線 (イーサネット伝送方式、イーサネット伝送方式 (UNO BEW 及び UNO IW)に係るもの、ADSL 伝送方式に係るもの、総合オ ープン通信網サービスを利用する方式に 係るもの及びauひかりビジネスサービス を利用する方式に係るものに限りま す。) の場合	〈省略〉	(4) 県内中継回線、県間中継回線群 の場合	〈省略〉	<p><b>区 別</b></p> <p>1 契約者の責めによらない理由により、そのイーサネット通信網サービスを全く利用できない状態（そのイーサネット通信網契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）が生じた場合（2欄又は3欄に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、次表に規定する時間以上その状態が連續したとき。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) (2)、(3)、(4)以外の場合</td> <td>〈省略〉</td> </tr> <tr> <td>(2) 第1種アクセス回線 (イーサネット伝送方式に係るものに限りま す。) の場合</td> <td>〈省略〉</td> </tr> <tr> <td>(3) 第2種アクセス回線 (イーサネット伝送方式、イーサネット伝送方式 (UNO BEW 及び UNO IW)に係るもの、総合オ ープン通信網サービスを利用する方式に 係るもの及びauひかりビジネスサービス を利用する方式に係るものに 限りま す。) の場合</td> <td>〈省略〉</td> </tr> <tr> <td>(4) 県内中継回線、県間中継回線群 の場合</td> <td>〈省略〉</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	時間	(1) (2)、(3)、(4)以外の場合	〈省略〉	(2) 第1種アクセス回線 (イーサネット伝送方式に係るものに限りま す。) の場合	〈省略〉	(3) 第2種アクセス回線 (イーサネット伝送方式、イーサネット伝送方式 (UNO BEW 及び UNO IW)に係るもの、総合オ ープン通信網サービスを利用する方式に 係るもの及びauひかりビジネスサービス を利用する方式に係るものに 限りま す。) の場合	〈省略〉	(4) 県内中継回線、県間中継回線群 の場合	〈省略〉	
区 分	時間																						
(1) (2)、(3)、(4)以外の場合	〈省略〉																						
(2) 第1種アクセス回線 (イーサネット伝送方式に係るものに限りま す。) の場合	〈省略〉																						
(3) 第2種アクセス回線 (イーサネット伝送方式、イーサネット伝送方式 (UNO BEW 及び UNO IW)に係るもの、ADSL 伝送方式に係るもの、総合オ ープン通信網サービスを利用する方式に 係るもの及びauひかりビジネスサービス を利用する方式に係るものに限りま す。) の場合	〈省略〉																						
(4) 県内中継回線、県間中継回線群 の場合	〈省略〉																						
区 分	時間																						
(1) (2)、(3)、(4)以外の場合	〈省略〉																						
(2) 第1種アクセス回線 (イーサネット伝送方式に係るものに限りま す。) の場合	〈省略〉																						
(3) 第2種アクセス回線 (イーサネット伝送方式、イーサネット伝送方式 (UNO BEW 及び UNO IW)に係るもの、総合オ ープン通信網サービスを利用する方式に 係るもの及びauひかりビジネスサービス を利用する方式に係るものに 限りま す。) の場合	〈省略〉																						
(4) 県内中継回線、県間中継回線群 の場合	〈省略〉																						

該当箇所	旧契約約款表記	新契約約款表記	内容
第 10 章 第 2 節 第 42 条 3 (2) 区別	<p style="text-align: center;"><b>区 別</b></p> <p>1 契約者の責めによらない理由により、他社接続回線と相互に接続するイーサネット通信網サービスを全く利用できない状態（その他社接続回線による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、前項第 2 号の表の 1 欄に規定する時間以上その状態が連続したとき（DSL 方式に起因する事象により全く利用できない状態となる場合を除きます。）。</p>	<p style="text-align: center;"><b>区 別</b></p> <p>1 契約者の責めによらない理由により、他社接続回線と相互に接続するイーサネット通信網サービスを全く利用できない状態（その他社接続回線による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、前項第 2 号の表の 1 欄に規定する時間以上その状態が連続したとき。</p>	
第 12 章 第 54 条	<p>当社は、イーサネット通信網サービスを提供すべき場合において、当社又は協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのイーサネット通信網サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、第 42 条（料金の支払義務）第 2 項第 2 号の表の 1 欄に規定する時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。</p> <p>ただし、協定事業者がその協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによりその損害を賠償する場合及び DSL 方式に起因する事象により全く利用できない状態になる場合は、この限りでありません。</p>	<p>当社は、イーサネット通信網サービスを提供すべき場合において、当社又は協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのイーサネット通信網サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、第 42 条（料金の支払義務）第 2 項第 2 号の表の 1 欄に規定する時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。</p> <p>ただし、協定事業者がその協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによりその損害を賠償する場合は、この限りでありません。</p>	

該当箇所	旧契約約款表記	新契約約款表記	内容																												
料金表 通則 1	<p>1 当社が別に定める協定事業者との相互接続又は卸契約により提供するイーサネット通信網契約に係る料金及び工事に関する費用については、当社の提供区間と協定事業者の提供区間を合わせて当社が設定します。この場合、協定事業者に係る工事に関する費用については、その協定事業者の料金表の規定を準用した額及び卸契約に基づき当社が別に定めた額とします。</p> <p>ただし、<b>東日本電信電話株式会社</b>及び<b>西日本電信電話株式会社</b>に係る料金（加算額に限ります。）及び工事に関する費用については、この限りではありません。</p>	<p>1 当社が別に定める協定事業者との相互接続又は卸契約により提供するイーサネット通信網契約に係る料金及び工事に関する費用については、当社の提供区間と協定事業者の提供区間を合わせて当社が設定します。この場合、協定事業者に係る工事に関する費用については、その協定事業者の料金表の規定を準用した額及び卸契約に基づき当社が別に定めた額とします。</p> <p>ただし、<b>NTT東日本株式会社</b>及び<b>NTT西日本株式会社</b>に係る料金（加算額に限ります。）及び工事に関する費用については、この限りではありません。</p>																													
料金表 第1表 第1 1 (2) イ	<p>イ アクセス回線の方式</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>方 式</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イーサネット伝送方式</td> <td>〈省略〉</td> </tr> <tr> <td>イーサネット伝送方式 UNO BEW 及び UNO IW)</td> <td><b>NTTコミュニケーションズ株式会社</b>の契約約款及び料金表に規定するUniversal Oneサービスを利用するもの</td> </tr> <tr> <td>削除</td> <td>削除</td> </tr> <tr> <td><b>ADSL 伝送方式</b></td> <td><b>利用回線（相互接続点を介して、当社のイーサネット通信収容網（イーサネット区域通信収容網を除きます。）と相互に接続する電気通信回線であって、特定協定事業者の DSL 等接続専用サービスに係る契約に基づいて設置されるもの）を利用するもの</b></td> </tr> <tr> <td>総合オープン通信網サー ビスを利用する方式</td> <td>〈省略〉</td> </tr> <tr> <td>a uひかりビジネスサービ スを利用する方式</td> <td>〈省略〉</td> </tr> </tbody> </table>	方 式	内 容	イーサネット伝送方式	〈省略〉	イーサネット伝送方式 UNO BEW 及び UNO IW)	<b>NTTコミュニケーションズ株式会社</b> の契約約款及び料金表に規定するUniversal Oneサービスを利用するもの	削除	削除	<b>ADSL 伝送方式</b>	<b>利用回線（相互接続点を介して、当社のイーサネット通信収容網（イーサネット区域通信収容網を除きます。）と相互に接続する電気通信回線であって、特定協定事業者の DSL 等接続専用サービスに係る契約に基づいて設置されるもの）を利用するもの</b>	総合オープン通信網サー ビスを利用する方式	〈省略〉	a uひかりビジネスサービ スを利用する方式	〈省略〉	<p>イ アクセス回線の方式</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>方 式</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イーサネット伝送方式</td> <td>〈省略〉</td> </tr> <tr> <td>イーサネット伝送方式 UNO BEW 及び UNO IW)</td> <td><b>NTTドコモビジネス株式会社</b>の契約約款及び料金表に規定するUniversal Oneサービスを利用するもの</td> </tr> <tr> <td>削除</td> <td>削除</td> </tr> <tr> <td><b>削除</b></td> <td><b>削除</b></td> </tr> <tr> <td>総合オープン通信網サー ビスを利用する方式</td> <td>〈省略〉</td> </tr> <tr> <td>a uひかりビジネスサービ スを利用する方式</td> <td>〈省略〉</td> </tr> </tbody> </table>	方 式	内 容	イーサネット伝送方式	〈省略〉	イーサネット伝送方式 UNO BEW 及び UNO IW)	<b>NTTドコモビジネス株式会社</b> の契約約款及び料金表に規定するUniversal Oneサービスを利用するもの	削除	削除	<b>削除</b>	<b>削除</b>	総合オープン通信網サー ビスを利用する方式	〈省略〉	a uひかりビジネスサービ スを利用する方式	〈省略〉	
方 式	内 容																														
イーサネット伝送方式	〈省略〉																														
イーサネット伝送方式 UNO BEW 及び UNO IW)	<b>NTTコミュニケーションズ株式会社</b> の契約約款及び料金表に規定するUniversal Oneサービスを利用するもの																														
削除	削除																														
<b>ADSL 伝送方式</b>	<b>利用回線（相互接続点を介して、当社のイーサネット通信収容網（イーサネット区域通信収容網を除きます。）と相互に接続する電気通信回線であって、特定協定事業者の DSL 等接続専用サービスに係る契約に基づいて設置されるもの）を利用するもの</b>																														
総合オープン通信網サー ビスを利用する方式	〈省略〉																														
a uひかりビジネスサービ スを利用する方式	〈省略〉																														
方 式	内 容																														
イーサネット伝送方式	〈省略〉																														
イーサネット伝送方式 UNO BEW 及び UNO IW)	<b>NTTドコモビジネス株式会社</b> の契約約款及び料金表に規定するUniversal Oneサービスを利用するもの																														
削除	削除																														
<b>削除</b>	<b>削除</b>																														
総合オープン通信網サー ビスを利用する方式	〈省略〉																														
a uひかりビジネスサービ スを利用する方式	〈省略〉																														

該当箇所	旧契約約款表記	新契約約款表記	内容																																				
	<p>備 考</p> <p>1 ~ 3 〈省略〉</p> <p>4 <b>A D S L 伝送方式は、第 2 種アクセス回線に限り提供いたします。</b></p> <p>5 ~ 8 〈省略〉</p> <p>9 <b>A D S L 伝送方式のアクセス回線については、イーサネット通信網サービス取扱所の営業時間（休日（土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）の規定により休日とされた日並びに 1 月 2 日及び 1 月 3 日）を除く毎日午前 9 時から午後 5 時までの時間とします。）外に、その回線について修理又は復旧の請求を受け付けたときに、その受け付けた時刻以後の直近の営業時間においてその修理復旧を行います。</b></p>	<p>備 考</p> <p>1 ~ 3 〈省略〉</p> <p>4 <b>削除</b></p> <p>5 ~ 8 〈省略〉</p> <p>9 <b>削除</b></p>																																					
料金表 第 1 表 第 1 1 (3) ア (ア)	<p>a ~ d 〈省略〉</p> <p>e 接続アクセス回線の品目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">品 目</th> <th colspan="2">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イーサネット伝送方 式</td> <td>〈省略〉</td> <td>〈省略〉</td> <td>〈省略〉</td> </tr> <tr> <td>イーサネット伝送方 式(UNO BEW 及び UNO IW)</td> <td>〈省略〉</td> <td>〈省略〉</td> <td>〈省略〉</td> </tr> <tr> <td>ADSL 伝送方 式</td> <td>第 2 種 アクセス回 線に係 るもの</td> <td>1Mb/s</td> <td>イーサネット通信網サービ ス取扱局から利用回線へ の伝送方向については、 最大 1Mb/s までの伝 送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>12Mb/s</td> <td>イーサネット通信網サービ ス取扱局から利用回線へ の伝送方向については、 最大 12Mb/s までの伝 送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table>	品 目		内 容		イーサネット伝送方 式	〈省略〉	〈省略〉	〈省略〉	イーサネット伝送方 式(UNO BEW 及び UNO IW)	〈省略〉	〈省略〉	〈省略〉	ADSL 伝送方 式	第 2 種 アクセス回 線に係 るもの	1Mb/s	イーサネット通信網サービ ス取扱局から利用回線へ の伝送方向については、 最大 1Mb/s までの伝 送が可能なもの			12Mb/s	イーサネット通信網サービ ス取扱局から利用回線へ の伝送方向については、 最大 12Mb/s までの伝 送が可能なもの	<p>a ~ d 〈省略〉</p> <p>e 接続アクセス回線の品目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">品 目</th> <th colspan="2">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イーサネット伝送方 式</td> <td>〈省略〉</td> <td>〈省略〉</td> <td>〈省略〉</td> </tr> <tr> <td>イーサネット伝送方 式(UNO BEW 及び UNO IW)</td> <td>〈省略〉</td> <td>〈省略〉</td> <td>〈省略〉</td> </tr> <tr> <td>削除</td> <td></td> <td>削除</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	品 目		内 容		イーサネット伝送方 式	〈省略〉	〈省略〉	〈省略〉	イーサネット伝送方 式(UNO BEW 及び UNO IW)	〈省略〉	〈省略〉	〈省略〉	削除		削除		
品 目		内 容																																					
イーサネット伝送方 式	〈省略〉	〈省略〉	〈省略〉																																				
イーサネット伝送方 式(UNO BEW 及び UNO IW)	〈省略〉	〈省略〉	〈省略〉																																				
ADSL 伝送方 式	第 2 種 アクセス回 線に係 るもの	1Mb/s	イーサネット通信網サービ ス取扱局から利用回線へ の伝送方向については、 最大 1Mb/s までの伝 送が可能なもの																																				
		12Mb/s	イーサネット通信網サービ ス取扱局から利用回線へ の伝送方向については、 最大 12Mb/s までの伝 送が可能なもの																																				
品 目		内 容																																					
イーサネット伝送方 式	〈省略〉	〈省略〉	〈省略〉																																				
イーサネット伝送方 式(UNO BEW 及び UNO IW)	〈省略〉	〈省略〉	〈省略〉																																				
削除		削除																																					

該当箇所	旧契約約款表記				新契約約款表記				内容	
総合オープン通信網サービスを利用する方式		〈省略〉	〈省略〉	〈省略〉	総合オープン通信網サービスを利用する方式					
auひかりビジネスサービスを利用する方式		〈省略〉	〈省略〉	〈省略〉	auひかりビジネスサービスを利用する方式					
備考					備考					
<p>1 イーサネット伝送方式に係る通信の態様による細目は、KDDI株式会社の契約約款及び料金表に規定するパワードイーサネットサービスの専用型のものとします。</p> <p>2 イーサネット伝送方式（UNO BEW）に係る通信の態様による細目は、<b>NTTコミュニケーションズ株式会社</b>のUniversal Oneサービス契約約款及び料金表に規定するレイヤー2に係るギャランティアクセス（イーサタイプ（NTT東日本・西日本ワイド利用））とします。また、当社は、終端の場所に回線終端装置及びターミナルアダプターを設置します。料金額は、定額通信料にかかるものの料金及びターミナルアダプターの利用にかかるものの料金の合計となります。</p> <p>3～6 〈省略〉</p> <p>7 イーサネット伝送方式（UNO IW）に係る通信の態様による細目は、<b>NTTコミュニケーションズ株式会社</b>のUniversal Oneサービス契約約款及び料金表に規定するレイヤー2に係るギャランティアクセス（イーサタイプ（NTT東日本・西日本IW利用））とします。</p>					<p>1 イーサネット伝送方式に係る通信の態様による細目は、KDDI株式会社の契約約款及び料金表に規定するパワードイーサネットサービスの専用型のものとします。</p> <p>2 イーサネット伝送方式（UNO BEW）に係る通信の態様による細目は、<b>NTTドコモビジネス株式会社</b>のUniversal Oneサービス契約約款及び料金表に規定するレイヤー2に係るギャランティアクセス（イーサタイプ（NTT東日本・西日本ワイド利用））とします。また、当社は、終端の場所に回線終端装置及びターミナルアダプターを設置します。料金額は、定額通信料にかかるものの料金及びターミナルアダプターの利用にかかるものの料金の合計となります。</p> <p>3～6 〈省略〉</p> <p>7 イーサネット伝送方式（UNO IW）に係る通信の態様による細目は、<b>NTTドコモビジネス株式会社</b>のUniversal Oneサービス契約約款及び料金表に規定するレイヤー2に係るギャランティアクセス（イーサタイプ（NTT東日本・西日本IW利用））とします。</p>					

該当箇所	旧契約約款表記		新契約約款表記	内容
料金表 第1表 第1 1 (4)	(4)細目に係る料金の適用	当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり通信の態様による細目を定めます。 ア～イ（省略）	(4)削除	削除
料金表 第1表 第1 1 (17)	(17)利用回線に係る料金額設定	A D S L 伝送方式に係る利用回線の料金、工事に関する費用及び手続きに関する費用については、当社の提供区間と東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の電気通信サービスの提供区間とを合わせて当社が設定します。 ただし、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の契約約款に規定するところによりその東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が定める工事に関する費用については、この限りでありません。	(17)削除	削除
料金表 第1表 第1 1 (23)	(23)接続アクセス回線に係る加算額等の適用	ア（省略） イ 接続アクセス回線（A D S L 伝送方式、総合オープン通信網サービスを利用する方式、a uひかりビジネスサービスを利用する方式および当社が別に定める回線を除きます）については、約款第42条（料金の支払義務）第2項第2号の表の1欄中「24時間」とあるのは、「1時間」と読み替えて適用するものとします。	(23)接続アクセス回線に係る加算額等の適用	ア（省略） イ 接続アクセス回線（総合オープン通信網サービスを利用する方式、a uひかりビジネスサービスを利用する方式および当社が別に定める回線を除きます）については、約款第42条（料金の支払義務）第2項第2号の表の1欄中「24時間」とあるのは、「1時間」と読み替えて適用するものとします。

該当箇所	旧契約約款表記	新契約約款表記	内容																																																								
料金表 第1表 第1 2 (1) ⑤ イ	<p>イ ADSL 伝送方式のもの</p> <p style="text-align: center;">アクセス回線 1 回線ごとに</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">品 目</th> <th colspan="2">料金額（月額）（税抜額）</th> </tr> <tr> <th colspan="2">第2種アクセス回線に係るもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">12Mb/s のもの</td> <td>電話重畠タイプ</td> <td>電話非重畠タイプ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1Mb/s</td> <td>エコノミークラス</td> <td>— 26,400 円 (29,040 円)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>エコノミークラス</td> <td>— 27,800 円 (30,580 円)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>スタンダードライ トクラス</td> <td>— 57,400 円 (63,140 円)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>スタンダードクラ ス</td> <td>— 67,800 円 (74,580 円)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>スタンダードプロ クラス</td> <td>— 83,000 円 (91,300 円)</td> </tr> </tbody> </table>	品 目		料金額（月額）（税抜額）		第2種アクセス回線に係るもの		12Mb/s のもの	電話重畠タイプ	電話非重畠タイプ		1Mb/s	エコノミークラス	— 26,400 円 (29,040 円)		エコノミークラス	— 27,800 円 (30,580 円)		スタンダードライ トクラス	— 57,400 円 (63,140 円)		スタンダードクラ ス	— 67,800 円 (74,580 円)		スタンダードプロ クラス	— 83,000 円 (91,300 円)	<p>イ 削除</p>																																
品 目				料金額（月額）（税抜額）																																																							
		第2種アクセス回線に係るもの																																																									
12Mb/s のもの	電話重畠タイプ	電話非重畠タイプ																																																									
	1Mb/s	エコノミークラス	— 26,400 円 (29,040 円)																																																								
		エコノミークラス	— 27,800 円 (30,580 円)																																																								
		スタンダードライ トクラス	— 57,400 円 (63,140 円)																																																								
		スタンダードクラ ス	— 67,800 円 (74,580 円)																																																								
		スタンダードプロ クラス	— 83,000 円 (91,300 円)																																																								
料金表 第1表 第1 2 (2)	<p>(2) 加算額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>料金種別</th> <th>単位</th> <th>区分</th> <th>料金額(月額) (税込額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ア 区域外線路 使用料</td> <td rowspan="2">アクセス回線 の各終端に つき 100m までごとに</td> <td>メタル配線</td> <td>700 円 (770 円)</td> </tr> <tr> <td>光配線</td> <td>1,000 円 (1,100 円)</td> </tr> <tr> <td>イ～カ 〈省略〉</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">キ 配線設備使 用料</td> <td rowspan="2">1 配線ごとに</td> <td>メタル配線</td> <td>60 円 (66 円)</td> </tr> <tr> <td>光配線</td> <td>2,000 円 (2,200 円)</td> </tr> <tr> <td>ク 〈省略〉</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>備考 〈省略〉</td> <td colspan="3"></td> </tr> </tbody> </table>	料金種別	単位	区分	料金額(月額) (税込額)	ア 区域外線路 使用料	アクセス回線 の各終端に つき 100m までごとに	メタル配線	700 円 (770 円)	光配線	1,000 円 (1,100 円)	イ～カ 〈省略〉				キ 配線設備使 用料	1 配線ごとに	メタル配線	60 円 (66 円)	光配線	2,000 円 (2,200 円)	ク 〈省略〉				備考 〈省略〉				<p>(2) 加算額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>料金種別</th> <th>単位</th> <th>区分</th> <th>料金額(月額) (税込額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ア 区域外線路 使用料</td> <td rowspan="2">アクセス回線 の各終端に つき 100m までごとに</td> <td>光配線</td> <td>1,000 円 (1,100 円)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ～カ 〈省略〉</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">キ 配線設備使 用料</td> <td rowspan="2">1 配線ごとに</td> <td>光配線</td> <td>2,000 円 (2,200 円)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ク 〈省略〉</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>備考 〈省略〉</td> <td colspan="3"></td> </tr> </tbody> </table>	料金種別	単位	区分	料金額(月額) (税込額)	ア 区域外線路 使用料	アクセス回線 の各終端に つき 100m までごとに	光配線	1,000 円 (1,100 円)			イ～カ 〈省略〉				キ 配線設備使 用料	1 配線ごとに	光配線	2,000 円 (2,200 円)			ク 〈省略〉				備考 〈省略〉				
料金種別	単位	区分	料金額(月額) (税込額)																																																								
ア 区域外線路 使用料	アクセス回線 の各終端に つき 100m までごとに	メタル配線	700 円 (770 円)																																																								
		光配線	1,000 円 (1,100 円)																																																								
イ～カ 〈省略〉																																																											
キ 配線設備使 用料	1 配線ごとに	メタル配線	60 円 (66 円)																																																								
		光配線	2,000 円 (2,200 円)																																																								
ク 〈省略〉																																																											
備考 〈省略〉																																																											
料金種別	単位	区分	料金額(月額) (税込額)																																																								
ア 区域外線路 使用料	アクセス回線 の各終端に つき 100m までごとに	光配線	1,000 円 (1,100 円)																																																								
イ～カ 〈省略〉																																																											
キ 配線設備使 用料	1 配線ごとに	光配線	2,000 円 (2,200 円)																																																								
ク 〈省略〉																																																											
備考 〈省略〉																																																											

該当箇所	旧契約約款表記	新契約約款表記	内容																								
料金表 第1表 第2	<p>手続きに関する費用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>料金種別</th> <th>単位</th> <th>料金額(税込額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>譲渡承認手数料</td> <td>1 契約ごとに</td> <td>800 円 (880 円)</td> </tr> <tr> <td>契約者数変更手数料</td> <td>1 回ごとに</td> <td>800 円 (880 円)</td> </tr> <tr> <td><b>D S L 接続申込手数料</b></td> <td><b>1 回線ごとに</b></td> <td><b>800 円 (880 円)</b></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 ~ 2 〈省略〉</p> <p>3 D S L 接続申込手数料は、D S L 接続サービスに係る利用回線の設置の申込みをし、その承諾を東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社から受けたときに支払いを要します。</p>	料金種別	単位	料金額(税込額)	譲渡承認手数料	1 契約ごとに	800 円 (880 円)	契約者数変更手数料	1 回ごとに	800 円 (880 円)	<b>D S L 接続申込手数料</b>	<b>1 回線ごとに</b>	<b>800 円 (880 円)</b>	<p>手続きに関する費用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>料金種別</th> <th>単位</th> <th>料金額(税込額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>譲渡承認手数料</td> <td>1 契約ごとに</td> <td>800 円 (880 円)</td> </tr> <tr> <td>契約者数変更手数料</td> <td>1 回ごとに</td> <td>800 円 (880 円)</td> </tr> <tr> <td><b>削除</b></td> <td><b>削除</b></td> <td><b>削除</b></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 ~ 2 〈省略〉</p> <p>3 削除</p>	料金種別	単位	料金額(税込額)	譲渡承認手数料	1 契約ごとに	800 円 (880 円)	契約者数変更手数料	1 回ごとに	800 円 (880 円)	<b>削除</b>	<b>削除</b>	<b>削除</b>	
料金種別	単位	料金額(税込額)																									
譲渡承認手数料	1 契約ごとに	800 円 (880 円)																									
契約者数変更手数料	1 回ごとに	800 円 (880 円)																									
<b>D S L 接続申込手数料</b>	<b>1 回線ごとに</b>	<b>800 円 (880 円)</b>																									
料金種別	単位	料金額(税込額)																									
譲渡承認手数料	1 契約ごとに	800 円 (880 円)																									
契約者数変更手数料	1 回ごとに	800 円 (880 円)																									
<b>削除</b>	<b>削除</b>	<b>削除</b>																									
料金表 第2表 第1 1 (1)	<p>ア 〈省略〉</p> <p>イ 1 の契約者からの申込み又は請求により同時に 2 以上の工事を施工する場合は、1 の工事を除く他の工事に部分について 1 の工事につき 3,800 円 (税込額 4,180 円) (アクセス回線接続工事、中継回線接続工事、契約者回線群の設定等に係る工事、品目の変更に係る工事、他社接続回線の相互接続に係る工事、回線調整等に係る工事<b>及び保安器の変更に係る工事</b>の場合を除きます。また、端末設備に係る工事における回線接続装置に係る工事と配線。設備に係る工事を同時に施工する場合は、それらを合わせて 1 の工事とします。) を減額します。</p>	<p>ア 〈省略〉</p> <p>イ 1 の契約者からの申込み又は請求により同時に 2 以上の工事を施工する場合は、1 の工事を除く他の工事に部分について 1 の工事につき 3,800 円 (税込額 4,180 円) (アクセス回線接続工事、中継回線接続工事、契約者回線群の設定等に係る工事、品目の変更に係る工事、他社接続回線の相互接続に係る工事、回線調整等に係る工事の場合を除きます。また、端末設備に係る工事における回線接続装置に係る工事と配線。設備に係る工事を同時に施工する場合は、それらを合わせて 1 の工事とします。) を減額します。</p>																									

該当箇所	旧契約約款表記		新契約約款表記	内容																			
料金表 第2表 第1 1 (3)	<p>工事費の区分は次のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事の区分</th> <th>適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア～ク 〈省略〉</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ケ 回線調整等 に係る工事</td> <td> <p>契約者回線（第2種アクセス回線のADSL伝送方式に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）について、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が回線調整（東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の契約約款に規定する「回線調整」をいいます。以下同じとします。）を行った場合に適用します。</p> <p>基本額は、基本工事費に回線収容替えを行う場合の工事費及びブリッジタップはずしを行う場合の工事費を加算して適用します。</p> <p>1の者からの申込み又は請求により同一の契約者回線に同時に2以上の回線調整工事を実施する場合は、基本工事の部分に限り、それらの工事を1工事とみなして適用します。</p> </td> </tr> <tr> <td>コ 保安器変更 に係る工事</td> <td> <p>契約者回線（第2種アクセス回線のADSL伝送方式に係るものに限ります。）について東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が保安器の変更（回線調整等に関する工事と合わせて保安器の変更を行う場合を除きます。）を行った場合に適用します。</p> </td> </tr> <tr> <td>サ 〈省略〉</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工事の区分	適用	ア～ク 〈省略〉		ケ 回線調整等 に係る工事	<p>契約者回線（第2種アクセス回線のADSL伝送方式に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）について、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が回線調整（東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の契約約款に規定する「回線調整」をいいます。以下同じとします。）を行った場合に適用します。</p> <p>基本額は、基本工事費に回線収容替えを行う場合の工事費及びブリッジタップはずしを行う場合の工事費を加算して適用します。</p> <p>1の者からの申込み又は請求により同一の契約者回線に同時に2以上の回線調整工事を実施する場合は、基本工事の部分に限り、それらの工事を1工事とみなして適用します。</p>	コ 保安器変更 に係る工事	<p>契約者回線（第2種アクセス回線のADSL伝送方式に係るものに限ります。）について東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が保安器の変更（回線調整等に関する工事と合わせて保安器の変更を行う場合を除きます。）を行った場合に適用します。</p>	サ 〈省略〉		<p>工事費の区分は次のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事の区分</th> <th>適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア～ク 〈省略〉</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ケ 削除</td> <td>削除</td> </tr> <tr> <td>コ 削除</td> <td>削除</td> </tr> <tr> <td>サ 〈省略〉</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工事の区分	適用	ア～ク 〈省略〉		ケ 削除	削除	コ 削除	削除	サ 〈省略〉		
工事の区分	適用																						
ア～ク 〈省略〉																							
ケ 回線調整等 に係る工事	<p>契約者回線（第2種アクセス回線のADSL伝送方式に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）について、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が回線調整（東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の契約約款に規定する「回線調整」をいいます。以下同じとします。）を行った場合に適用します。</p> <p>基本額は、基本工事費に回線収容替えを行う場合の工事費及びブリッジタップはずしを行う場合の工事費を加算して適用します。</p> <p>1の者からの申込み又は請求により同一の契約者回線に同時に2以上の回線調整工事を実施する場合は、基本工事の部分に限り、それらの工事を1工事とみなして適用します。</p>																						
コ 保安器変更 に係る工事	<p>契約者回線（第2種アクセス回線のADSL伝送方式に係るものに限ります。）について東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が保安器の変更（回線調整等に関する工事と合わせて保安器の変更を行う場合を除きます。）を行った場合に適用します。</p>																						
サ 〈省略〉																							
工事の区分	適用																						
ア～ク 〈省略〉																							
ケ 削除	削除																						
コ 削除	削除																						
サ 〈省略〉																							

該当箇所	旧契約約款表記			新契約約款表記	内容		
料金表 第2表 第1 2	2 工事費の額		1 の工事ごと	2 工事費の額		1 の工事ごと	
	工事の種類		工事費の額 (税込額)	工事の種類		工事費の額 (税込額)	
	アクセス回線接続工事		メタル配線 2,000 円 (2,200 円)	光配線		光配線	
	中継回線接続工事		—	〈省略〉		〈省略〉	
	回線終端装置に係る工事		—	〈省略〉		〈省略〉	
	端末設備 に係る工 事	下記以外の もの	回線接続装 置に係る工事	8,000 円 (8,800 円)	8,000 円 (8,800 円)	8,000 円 (8,800 円)	
			配線設備に 係る工事	4,000 円 (4,400 円)	12,000 円 (13,200 円)	12,000 円 (13,200 円)	
	第 2 種ア クセス回線で あって、ADS L 伝送方 式に係るもの		変復調装置 及び帯域多 重装置に係る工 事の場合	10,000 円 (11,000 円)			
	契約者回線群の設定等に係る工事			契約者回線群の設定等に係る工事			
	利用の一 時中断に 係る工事	下記以外のもの		〈省略〉		〈省略〉	
		第 2 種アクセス回線であ って、A D S L 伝送方 式に係るもの		6,500 円 (7,150 円)		6,500 円 (7,150 円)	
	品目の変 更に係る 工事	下記以外のもの		利用の一時中断に係る工事		12,000 円 (13,200 円)	
		第 2 種アクセス回線であ って、A D S L 伝送方 式に係るもの		品目の変更に係る工事		2,400 円 (2,640 円)	
	他社接続 回線の相 互接続点 に係る工 事	下記以外のもの		品目の変更に係る工事		2,400 円 (2,640 円)	
		西日本電信電話株式 会社に係るもの		他社接続回線の相互接続点に係る 工事		3,000 円 (3,300 円)	

該当箇所	旧契約約款表記				新契約約款表記	内容
回線調整等に係る工事	基本工事額 基本額 工事額	基本工事額 回線収容替えを行なう場合 プリッジタップはずしを行なう場合 回線調整工事と合わせて保安器の変更を行う場合の加算額	8,000円(8,800円) 8,000円(8,800円) 9,000円(9,900円) 2,800円(3,080円)	削除	削除	
保安器の変更に係る工事		7,300円(8,030円)	削除	削除		
付加機能に係る工事		〈省略〉	付加機能に係る工事	〈省略〉		

備考

1 〈省略〉

2 「回線収容替え」とは、西日本電信電話株式会社の契約約款に規定する「回線収容替え」を、「プリッジタップはずし」とは同一契約約款に規定する「プリッジタップはずし」をいいます。

3 当社は、回線調整（保安器の変更を除きます。）の結果について西日本電信電話株式会社から通知を受け、その契約者に通知します。

ただし、回線調整等について、その実施によってもDSL方式に起因する事象が発生しなくなることを保証するものではありません。

4 回線調整等の結果、アクセス回線等の通信の状態に全く改善が見られなかった場合、回線調整等に係る工事費は適用しません。

ただし、この場合において、保安器の変更を行ったときは保安器の変更に係る工事を行ったものとみなして、保安器の変更に係る工事費を適用します。

5 保安器の変更に係る工事について、その実施によってもDSL方式に起因する事象が発生しなくなることを保証するものではありません。

6～7 〈省略〉

該当箇所	旧契約約款表記	新契約約款表記	内容										
料金表 第2表 第2 2	<p>2 線路設置費の額 1 アクセス回線につき区域外線路 100m までごとに</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>線路設置費の額（税込額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メタル配線</td> <td>58,000 円 (63,800 円)</td> </tr> <tr> <td>光配線</td> <td>83,000 円 (91,300 円)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	線路設置費の額（税込額）	メタル配線	58,000 円 (63,800 円)	光配線	83,000 円 (91,300 円)	<p>2 線路設置費の額 1 アクセス回線につき区域外線路 100m までごとに</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>線路設置費の額（税込額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>光配線</td> <td>83,000 円 (91,300 円)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	線路設置費の額（税込額）	光配線	83,000 円 (91,300 円)	
区分	線路設置費の額（税込額）												
メタル配線	58,000 円 (63,800 円)												
光配線	83,000 円 (91,300 円)												
区分	線路設置費の額（税込額）												
光配線	83,000 円 (91,300 円)												
付則	〈なし〉	<p>付則 (実施期日) 1 この改正規定は 2026 年 2 月 1 日から実施します。 (経過措置) 2 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスその他の債務については、なお従前のとおりとします。</p>											

## EneWingsVPN サービス契約約款 新旧対照表

※表中の赤文字部が変更・追記箇所

該当箇所	旧契約約款表記	新契約約款表記	内容
表紙	EneWingsVPN サービス契約約款 <b>2023年9月</b>	EneWingsVPN サービス契約約款 <b>2026年2月</b>	第3種 ADSL 伝送方式の提供終了によるもの。
第9章 第42条 2	2 前項の規定によるほか、利用回線に係る電気通信設備の回線距離若しくは設備状況、他の電気通信サービスに係る電気通信回線設備等からの信号の漏洩又は利用回線の終端に接続される電気通信設備の態様等により、その利用回線による通信の伝送速度が低下若しくは変動する状態、符号誤りが発生する状態又はADSLアクセスサービスが全く利用できない状態（通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下「DSL方式に起因する事象」といいます。）となることがあります。	2 前項の規定によるほか、利用回線に係る電気通信設備の設備状況、他の電気通信サービスに係る電気通信回線設備等からの信号又は利用回線の終端に接続される電気通信設備の態様等により、その利用回線による通信の伝送速度が低下若しくは変動する状態、符号誤りが発生する状態となることがあります。	
第10章 第2節 第44条 2 (2) 区別	<p>区 別</p> <p>1 V PN通信網サービス契約者の責めによらない理由により、V PN通信網サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合（2欄に該当する場合又はDSL方式に起因する事象により全く利用できない状態となる場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。</p> <p>2 〈省略〉</p>	<p>区 別</p> <p>1 V PN通信網サービス契約者の責めによらない理由により、V PN通信網サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合（2欄に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。</p> <p>2 〈省略〉</p>	

該当箇所	旧契約約款表記	新契約約款表記	内容
第10章 第2節 第44条 3 (2) 区別	<p style="text-align: center;"><b>区 別</b></p> <p>契約者の責めによらない理由により、その他社接続契約者回線と相互に接続するV P Nサービスを全く利用できない状態（その他社接続契約者回線による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、前項第2号の表の1欄に規定する 時間以上その状態が連續したとき（DSL方式に起因する事象により全く利用できない状態となる場合を除きます。）。</p>	<p style="text-align: center;"><b>区 別</b></p> <p>契約者の責めによらない理由により、その他社接続契約者回線と相互に接続するV P Nサービスを全く利用できない状態（その他社接続契約者回線による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、前項第2号の表の1欄に規定する 時間以上その状態が連續したとき。</p>	
第12章 第57条	<p>当社は、V P Nサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのV P Nサービスが全く利用できない状態（当該契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連續したときに限り、契約者の損害を賠償します。</p> <p><b>ただしDSL方式に起因する事象により全く利用できない状態となる場合は、この限りではありません。</b></p>	<p>当社は、V P Nサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのV P Nサービスが全く利用できない状態（当該契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連續したときに限り、契約者の損害を賠償します。</p>	

該当箇所	旧契約約款表記	新契約約款表記	内容																																																																								
料金表 第1表 第1 1 (3) イ	<p>イ 契約者回線の品目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>方 式</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種アクセス 回線に係るもの (削除)</td> <td>〈省略〉 (削除)</td> </tr> <tr> <td>第3種アクセス 回線に係るもの 第3種イーサネット方式 コース1 5 2 (第3種ADSL方式)</td> <td>コース1 5 1 (第3種イーサネット方式) 第3種アクセス回線を利用するものであって、DSL回線で構成されるもの</td> </tr> <tr> <td>第4種アクセス 回線に係るもの</td> <td>〈省略〉</td> </tr> <tr> <td>備 考 〈省略〉</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	方 式	内 容	第1種アクセス 回線に係るもの (削除)	〈省略〉 (削除)	第3種アクセス 回線に係るもの 第3種イーサネット方式 コース1 5 2 (第3種ADSL方式)	コース1 5 1 (第3種イーサネット方式) 第3種アクセス回線を利用するものであって、DSL回線で構成されるもの	第4種アクセス 回線に係るもの	〈省略〉	備 考 〈省略〉		<p>イ 契約者回線の品目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>方 式</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種アクセス 回線に係るもの (削除)</td> <td>〈省略〉 (削除)</td> </tr> <tr> <td>第3種アクセス 回線に係るもの 第3種イーサネット方式 (削除)</td> <td>コース1 5 1 (第3種イーサネット方式) 〈省略〉</td> </tr> <tr> <td>第4種アクセス 回線に係るもの</td> <td>〈省略〉</td> </tr> <tr> <td>備 考 〈省略〉</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	方 式	内 容	第1種アクセス 回線に係るもの (削除)	〈省略〉 (削除)	第3種アクセス 回線に係るもの 第3種イーサネット方式 (削除)	コース1 5 1 (第3種イーサネット方式) 〈省略〉	第4種アクセス 回線に係るもの	〈省略〉	備 考 〈省略〉																																																						
方 式	内 容																																																																										
第1種アクセス 回線に係るもの (削除)	〈省略〉 (削除)																																																																										
第3種アクセス 回線に係るもの 第3種イーサネット方式 コース1 5 2 (第3種ADSL方式)	コース1 5 1 (第3種イーサネット方式) 第3種アクセス回線を利用するものであって、DSL回線で構成されるもの																																																																										
第4種アクセス 回線に係るもの	〈省略〉																																																																										
備 考 〈省略〉																																																																											
方 式	内 容																																																																										
第1種アクセス 回線に係るもの (削除)	〈省略〉 (削除)																																																																										
第3種アクセス 回線に係るもの 第3種イーサネット方式 (削除)	コース1 5 1 (第3種イーサネット方式) 〈省略〉																																																																										
第4種アクセス 回線に係るもの	〈省略〉																																																																										
備 考 〈省略〉																																																																											
料金表 第1表 第1 2 イ	<p>イ 契約者回線</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>単位</th> <th>料金額</th> <th>(税込価格)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コース1 3 1</td> <td>〈省略〉</td> <td>〈省略〉</td> <td>〈省略〉</td> </tr> <tr> <td>コース1 3 2</td> <td>〈省略〉</td> <td>〈省略〉</td> <td>〈省略〉</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td></td> <td>(削除)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td></td> <td>(削除)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コース1 5 1</td> <td>〈省略〉</td> <td>〈省略〉</td> <td>〈省略〉</td> </tr> <tr> <td>コース1 5 2</td> <td>1の接続ごとに 4,000 円</td> <td>4,000 円</td> <td>(4,400 円)</td> </tr> <tr> <td>コース1 6 1</td> <td>〈省略〉</td> <td>〈省略〉</td> <td>〈省略〉</td> </tr> <tr> <td>備考 1 〈省略〉</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	品目	単位	料金額	(税込価格)	コース1 3 1	〈省略〉	〈省略〉	〈省略〉	コース1 3 2	〈省略〉	〈省略〉	〈省略〉	(削除)		(削除)		(削除)		(削除)		コース1 5 1	〈省略〉	〈省略〉	〈省略〉	コース1 5 2	1の接続ごとに 4,000 円	4,000 円	(4,400 円)	コース1 6 1	〈省略〉	〈省略〉	〈省略〉	備考 1 〈省略〉				<p>イ 契約者回線</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>単位</th> <th>料金額</th> <th>(税込価格)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コース1 3 1</td> <td>〈省略〉</td> <td>〈省略〉</td> <td>〈省略〉</td> </tr> <tr> <td>コース1 3 2</td> <td>〈省略〉</td> <td>〈省略〉</td> <td>〈省略〉</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td></td> <td>(削除)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td></td> <td>(削除)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コース1 5 1</td> <td>〈省略〉</td> <td>〈省略〉</td> <td>〈省略〉</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td></td> <td>(削除)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コース1 6 1</td> <td>〈省略〉</td> <td>〈省略〉</td> <td>〈省略〉</td> </tr> <tr> <td>備考 1 〈省略〉</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	品目	単位	料金額	(税込価格)	コース1 3 1	〈省略〉	〈省略〉	〈省略〉	コース1 3 2	〈省略〉	〈省略〉	〈省略〉	(削除)		(削除)		(削除)		(削除)		コース1 5 1	〈省略〉	〈省略〉	〈省略〉	(削除)		(削除)		コース1 6 1	〈省略〉	〈省略〉	〈省略〉	備考 1 〈省略〉				
品目	単位	料金額	(税込価格)																																																																								
コース1 3 1	〈省略〉	〈省略〉	〈省略〉																																																																								
コース1 3 2	〈省略〉	〈省略〉	〈省略〉																																																																								
(削除)		(削除)																																																																									
(削除)		(削除)																																																																									
コース1 5 1	〈省略〉	〈省略〉	〈省略〉																																																																								
コース1 5 2	1の接続ごとに 4,000 円	4,000 円	(4,400 円)																																																																								
コース1 6 1	〈省略〉	〈省略〉	〈省略〉																																																																								
備考 1 〈省略〉																																																																											
品目	単位	料金額	(税込価格)																																																																								
コース1 3 1	〈省略〉	〈省略〉	〈省略〉																																																																								
コース1 3 2	〈省略〉	〈省略〉	〈省略〉																																																																								
(削除)		(削除)																																																																									
(削除)		(削除)																																																																									
コース1 5 1	〈省略〉	〈省略〉	〈省略〉																																																																								
(削除)		(削除)																																																																									
コース1 6 1	〈省略〉	〈省略〉	〈省略〉																																																																								
備考 1 〈省略〉																																																																											

該当箇所	旧契約約款表記	新契約約款表記	内容
	<p>2 コース 1 5 1、1 5 2 については、別途、協定事業者の契約約款及び料金表に規定する光アクセス回線の利用料が必要となります。</p> <p>3 〈省略〉</p>	<p>2 コース 1 5 1 については、別途、協定事業者の契約約款及び料金表に規定する光アクセス回線の利用料が必要となります。</p> <p>3 〈省略〉</p>	
付則	〈なし〉	<p><b>付則</b>  <b>(実施期日)</b></p> <p>1 この改正規定は 2026 年 2 月 1 日から実施します。</p> <p><b>(経過措置)</b></p> <p>2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p>	